

改善の実感なき 5年連続のプラス勧告

平成 30 年度人事院勧告

人事院は8月10日、一般職国家公務員の給与等に関する勧告と報告を内閣総理大臣と両院議長に対しておこないました。国会でこの件について審議され、国家公務員の給与等が決まるとともに、地方においては、各都道府県の人事委員会でこの勧告と地域の経済状況を踏まえて給与等が報告されることとなります。

初任・若年層に厚く配分、 中高年に配慮なし

月例給に関して、655円。0.16%の官民格差があってとして、4月にさかのぼって給与改善を行うとしまし

た。月例給の改善は、5年連続となります。配分は、若年層に厚く、中高年に配慮がされていません。

一時金は民間を0.05月下回っているとして、0.05月引上げ、4.45月にするとしています。その他の手当や再

任用職員の待遇改善にも触れていますが、改善を見送った部分も多く、生活改善に繋がる勧告になっていません。

問題山積みの定年引上げ「意見の申出」

定年を段階的に引き上げることにについての具体的な指摘はなされていません。60歳以降の給与水準は60歳前の7割とするとしています。諸手当については、再任用制度に比べると前進的な部分もありますが、低い給与水準では、その意味は半減してしまいます。退職手当の支給時期についての意見も出ていません。拳固の生活水準が確保できるようにしてほしいです。

平成 30 年度人事院勧告のポイント

<給与勧告の骨子>

- ①行政職給料表(一)を改定して**初任給を1500円、若年層で1000円程度**、その他については**400円を基本としたベースアップ**、**一時金については0.05月引き上げ4.45月**とした上で、引き上げ分をすべて勤奨手当に充当する。
- ②再任用職員の**基本給は低額改善**。**一時金は常勤同様の改善**。
- ③2019年度以降は6月期と12月期の期末手当の支給月数を均等にするよう配分する。
- ④宿日直手当は通常の宿日直勤務を4400円に改定。住居手当については、昨年度に引き続き「必要な検討」を行うとし、通勤手当と共に改善を見送る。

<定年引上げへの意見申出>

- ①定年を段階的に引き上げ、**最終的に65歳**とする。
- ②定年前の再任用短時間勤務制を導入(給与水準等は現行の再任用制度を基本とする)。
- ③60歳を超える職員の**年間給与を60歳前の7割の水準に設定**することが適当。
- ④勤務成績が特に良好である場合を除き、昇給しないこととする。
- ⑤職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底し、降任や免職等の分限処分適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用を徹底する。

賃金署名にご協力を!

9月には青森県人事委員会と交渉を行い、賃金確定闘争が始まります。交渉には皆様の声が必要です。現在、各分会に署名用紙が回っているかと思えます。署名は今週いっぱい期限です。まだの分会は今すぐ取り組んで、送ってください。集約済みの分会も至急送ってください。